

○伊予市立図書館設置条例

令和4年9月16日条例第17号

伊予市立図書館設置条例

伊予市立図書館設置条例（平成30年伊予市条例第17号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 図書館法（昭和25年法律第118号。以下「法」という。）第10条の規定に基づき、本市に図書館を設置する。

（名称及び位置）

第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 伊予市立図書館

位置 伊予市米湊768番地2

（事業）

第3条 図書館は、次に掲げる事業を行う。

- （1） 法第3条第1号に規定する図書館資料（以下「図書館資料」という。）を収集し、及び整理し、市民の利用に供すること。
- （2） 図書館資料の利用のための相談に応じること。
- （3） 他の図書館と緊密に連絡し、協力し、及び図書館資料の相互貸借を行うこと。
- （4） 読書会、研究会、講演会、展示会等を開催し、及びその奨励を行うこと。
- （5） 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。
- （6） 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、及び協力すること。
- （7） 前各号に定めるもののほか、図書館の目的を達成するために必要なこと。

（職員）

第4条 図書館に館長、司書その他必要な職員を置く。

（指定管理者）

第5条 図書館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体で、別に定めるところにより伊予市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

2 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- （1） 第3条に掲げる事業の実施に関する業務
- （2） 図書館の利用の制限に関する業務

- (3) 図書館の施設(設備を含む。以下同じ。)及び図書館資料の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

(効率的運用)

第6条 指定管理者は、図書館を常に良好な状態において管理し、図書館の目的に応じて最も効率的に運用しなければならない。

(開館時間)

第7条 図書館の開館時間は、午前9時から午後7時までとする。ただし、金曜日にあつては、午前9時から午後8時までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者が特に必要と認めるときは、教育委員会の承認を得て開館時間を変更することができる。

(休館日)

第8条 図書館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 火曜日(ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下この項において「休日」という。)に当たるときは、その日後において最も近い休日でない日)
- (2) 12月29日から翌年の1月3日まで
- (3) 館内整理日(12月を除く毎月末日をいう。ただし、その日が休日に当たるときは、その前日)
- (4) 特別整理期間(3月中において、10日以内で指定管理者が定める期間をいう。)

- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者が特に必要と認めるときは、教育委員会の承認を得て臨時に開館し、又は休館することができる。

(利用の制限)

第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、図書館の利用を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 図書館の秩序を乱し、又は乱すおそれがあると認められる者
- (2) 図書館の施設又は図書館資料を損傷し、又は損傷するおそれがあると認められる者
- (3) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがあると認められる者
- (4) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがある物又は動物を携帯する者

(5) 所定の場所以外で飲食する者

(6) その他図書館の管理上支障があると認められる者

(図書館協議会)

第10条 法第14条の規定に基づき、図書館に伊予市立図書館協議会（以下この条において「協議会」という。）を置く。

2 協議会の委員の定数は、10人以内とする。

3 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 委員が欠けた場合における補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(損害賠償)

第11条 図書館の施設又は図書館資料を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に回復し、又は市長が定めるところによりその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、その全部又は一部を免除することができる。

(指定管理者不在期間の読替え等)

第12条 第5条の規定にかかわらず、教育委員会が管理するとき、又は教育委員会が伊予市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年伊予市条例第197号）第10条の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は業務の停止を命じたときその他指定管理者に管理を行わせることが困難となったときは、当該期間又は新たに指定管理者が指定されるまでの間における第5条、第6条、第7条第2項、第8条及び第9条の規定の適用については、第7条第2項、第8条第1項第4号及び同条第2項並びに第9条中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、第7条第2項及び第8条第2項中「特に必要と認めるときは、教育委員会の承認を得て」とあるのは「必要と認めるときは、」とし、第5条及び第6条の規定は適用しない。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前までに、改正前の伊予市立図書館設置条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。